

第5章 日インド経済関係

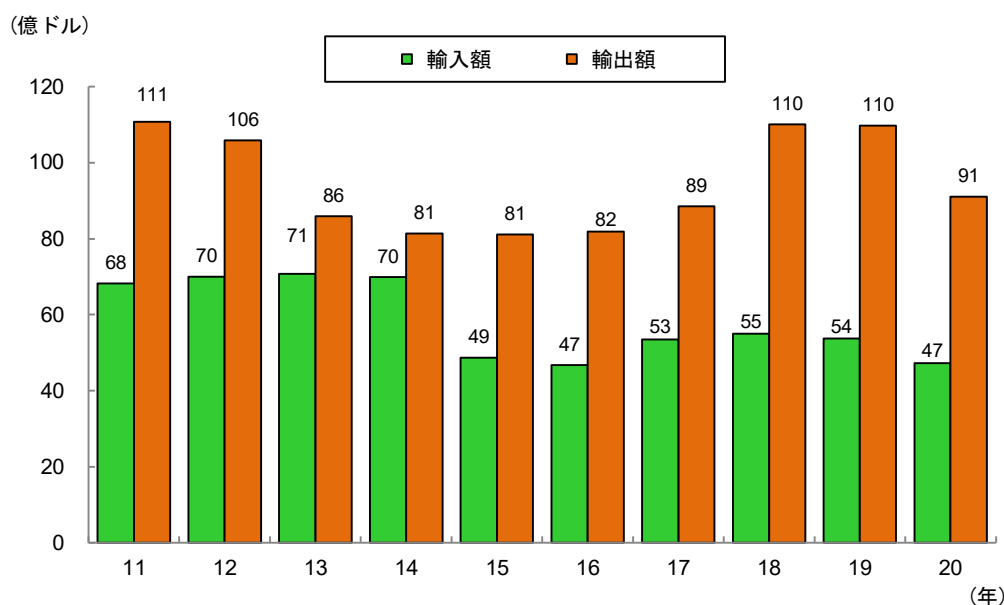
1. 経済関係と貿易の概要

2020年の貿易を2011年と比較すると、日本からインドへの輸出が0.82倍の91億ドル、日本のインドからの輸入が0.69倍の47億ドルとなっている（図表5-1）。2011～12年にかけて100億ドルを超えていた日本の対インド輸出は、その後数年間にわたって80億ドル台に落ち込んだが、2018年～2019年は110億ドルへ増加した。一方、日本のインドからの輸入については2015年に対前年比30%減少して以降、輸出の5～6割の水準に落ち着いている。

また、インドの相手国別貿易構造を見ると、日本のプレゼンスはASEAN諸国に比べ相対的に低い（詳細は第3章「経済概況」参照）。2020年は新型コロナウイルスの影響を受け対ASEANの貿易額は前年より減少が見られるが、2011年から2019年の間に、インドのASEANからの輸入は488億ドルから568億ドルに伸長した。2020年のインドの対ASEAN貿易（輸出+輸入）は718億ドルと、対日貿易の約5.2倍の規模であった（図表5-2）。

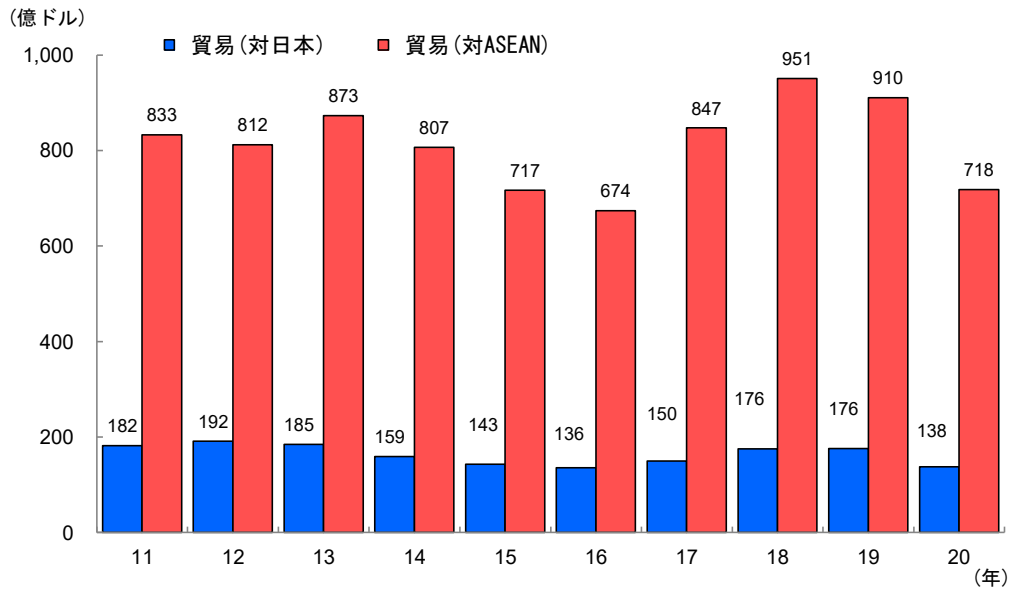
ただし、ASEANからインドへの輸出には、1985年のプラザ合意以降ASEANに本格進出を始めた日本企業の現地法人によるものも含まれると考えられる。

図表 5-1 日本の対インド輸出入の推移



(出所) UNCTAD Stat より作成

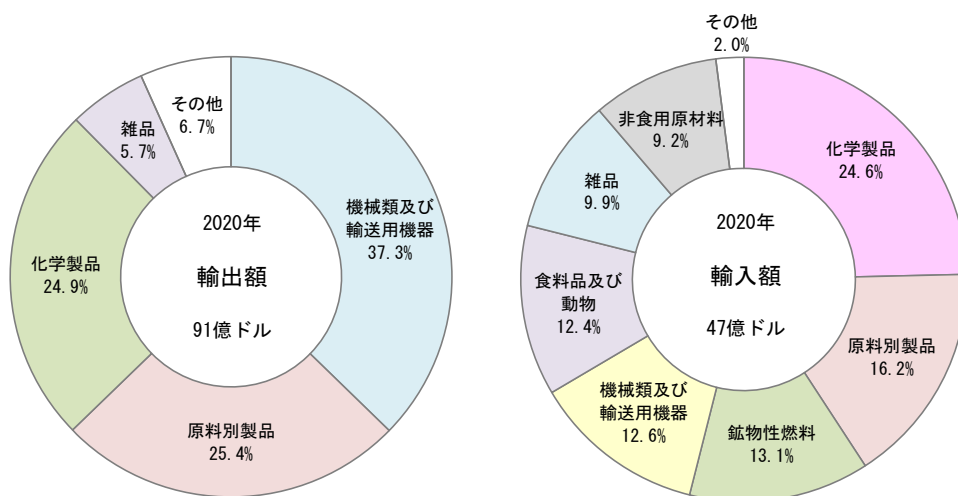
図表 5-2 インドの対 ASEAN 貿易の推移



(注) 上記はインドから見た輸出入であるため、図表 5-1 の日本からの輸出入と不突合が生じている
 (出所) UNCTAD Stat より作成

貿易の品目別構造を見ると、日本からインドへの主要輸出品目のカテゴリーは、エンジンなどの自動車部品をはじめとした「機械類及び輸送用機器」(2020年輸出額シェア: 37.3%)、圧延鋼などの「原料別製品」(同: 25.4%)、ポリマー・プラスチックなどの「化学製品」(同: 24.9%)の順で、この3カテゴリーで全輸出額の85%以上を占めている。他方、日本のインドからの主要輸入品目のカテゴリーは、化合物などの「化学製品」(2020年輸入額シェア: 24.6%)、宝石類・紡績糸などの「原料別製品」(同 16.2%)、石油などの「鉱物性燃料」(同 13.1%)の順であった。

図表 5-3 日本の対インド輸出入品目別構成比 (2020年)

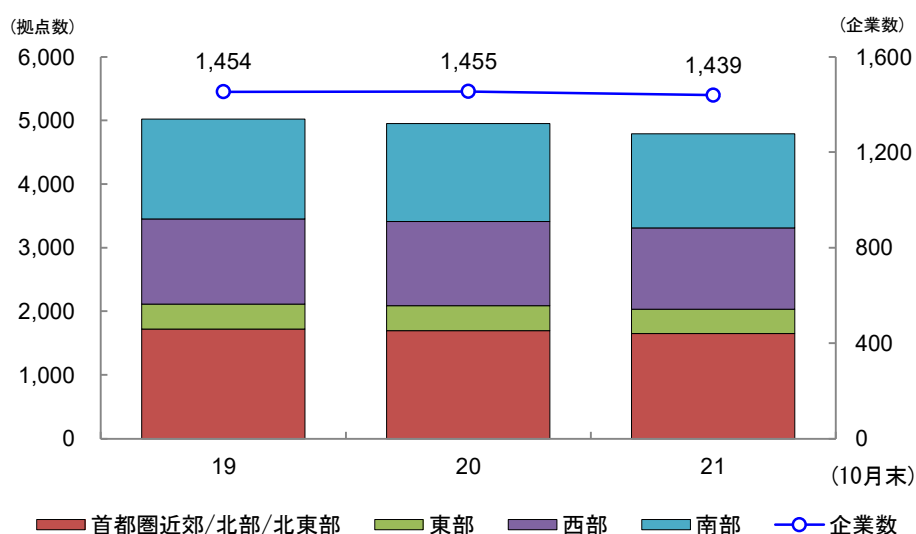


(出所) UNCTAD Stat より作成

2. インドにおける日系企業

インド進出日系企業のリストについては、在インド日本国大使館がインド各地の日本商工会などの協力を受けて情報を収集し、JETRO と集計を行って毎年大使館ウェブサイト上で公表している。2022 年 6 月の発表によれば、インド進出日系企業（インドで登記した企業数）の総数は 1,439 社（2021 年 10 月時点）と、前年の 1,455 社から 16 社減少した。また、インドにおける日系企業の拠点数の合計も 4,790 拠点と、前年の 4,948 拠点と比較して 158 拠点減少（前年比 3.19%減）であった。

図表 5-4 進出日系企業数及び地域別拠点数の推移



(注) 2014 年の拠点数の急増は、主に地場企業と合併を組成した保険や運輸企業の地場企業の拠点を、進出日系企業の拠点として計上するようになったためである。
2019 年の調査は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の企業で調査票への回答が不可能となったため、これら企業の情報は 2018 年の回答状況及び公開情報などに基づいて補完がなされている。

(出所) 在インド日本国大使館、ジェトロ「インド進出日系企業リスト」（2022 年 6 月）より作成

インド主要州における進出日系企業の拠点数は、デリー連邦直轄領 311、ハリヤナ州 600、グジャラート州 332、マハラシュトラ州 787、カルナタカ州 512、アンドラ・プラデシュ州 123、タミル・ナドゥ州 565、西ベンガル州 200 で、西部のマハラシュトラ州が最大である（図表 5-5）。

デリー連邦直轄領の日系企業拠点数は 311 で、首都ニューデリー近郊地域では、ニューデリー市内に家電・機械などメーカーの販売会社、商社の地域本社、各社の駐在員事務所、登記上の事務所などを置くケースが多い。

ハリヤナ州には 600 の日系企業の拠点がおり、完成車メーカーのスズキ、本田技研工業（ホンダ）と、そのサプライヤーである AGC（旭硝子）や日東電工のような自動車部品メーカー、家電メーカーのキヤノンなどがグルガオンに拠点を置いているほか、スズキや日東電工などの自動車部品メーカーなどがマネサルにも拠点を置いている。

インドの中心部とも呼ばれるウッタル・プラデシュ州には、ホンダ、ヤマハ発動機、自動車部品メーカーなどが拠点を持つノイダを中心に、299 の日系企業の拠点が持つ。

金融・商業都市ムンバイへの進出企業は金融・サービス業、商社・海運のような貿易・運輸業が中心で、マハラシュトラ州には 787 の日系企業の拠点が置かれている。同州の内陸部のプネには、自動車関連メーカー（ブリヂストン、イーグル工業）の生産拠点などが展開している。

南部カルナタカ州のバンガロールにはトヨタ自動車（トヨタ）、ファナック、日清食品、横河電機、安川電機、日本通運などが拠点を置いており、同州の進出日系企業の拠点数は 512 となっている。

タミル・ナドゥ州には、チェンナイに拠点を持つ日産自動車（日産）、パナソニック、東芝などをはじめ、565 の日系企業が拠点を有している。

最近では、他州に比べて電力や港湾インフラが整備されており、西部沿岸州のため中東やアフリカへの輸出拠点としても立地が良いグジャラート州には 332 拠点が集まっている。グジャラート州はモディ首相が州首相を務めたことでも知られ、2016 年 2 月にホンダが二輪車の工場を、2017 年 2 月にスズキが四輪車の工場をそれぞれ稼働させたことで、自動車部品を中心にメーカーの集積が進むと期待されている。

図表 5-5 地域別の日系企業拠点数の状況（2021 年）



No.	州・連邦直轄地名	中心都市・地域	拠点数	主な進出企業、業種
①	デリー	ニューデリー	311	家電・機械メーカーの販売会社、商社、サービス企業
②	ウッタル・プラデシュ	ノイダ	299	ホンダ（四輪）、ヤマハ、自動車部品
③	ハリヤナ	グルガオン、マネサル	600	スズキ、ホンダ（二輪）、自動車部品、商社、家電
④	ラジャスタン	ニムラナ	170	ダイキン、ユニ・チャーム、日本電産、自動車部品
⑤	グジャラート	アーメダバード	332	スズキ、ホンダ、自動車部品
⑥	マハラシュトラ	ムンバイ	787	日本郵船、TOTO、コクヨ、旭化成、金融、海運
⑦		プネ		シャープ、堀場製作所、ブリヂストン、イーグル工業
⑧	カルナタカ	バンガロール	512	トヨタ、豊田通商、ファナック、日本通運、日清食品
⑨	タミル・ナドゥ	チェンナイ	565	日産、味の素、東芝、コマツ、機械商社
⑩	アンドラ・プラデシュ	スリ・シティ	123	いすゞ、エーザイ、コベルコ
⑪	西ベンガル	コルカタ	200	日新、日立建機、ホンダ、コベルコ、商社

（注） インド内務省が示している地図。数字は筆者が追記。

（出所） 内務省、JETRO、在インド日本国大使館「インド進出日系企業リスト」（2022年6月）より作成

インドでは自力での土地収用が難しいため、現地で工場を設立する際は工業団地への入居が一般的となる。デリーとムンバイの間で計画されている 1,483 km の貨物専用鉄道の一部区間では、その両側 150 km の地域において工業団地などのインフラを集中的に整備する日印両国共同のプロジェクト、「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想」が進行中である。国際協力銀行は、インド政府、インド政府系 3 機関とともに、開発主体であるインド法人のインド産業回廊開発公社（NICDC）に出資し、支援を行っている。NICDC では、2022 年 8 月現在、11 の産業回廊で 32 プロジェクトの開発を行っている。

加えて、近年はラジャスタン州のニムラナ工業団地やギロット工業団地、グジャラート州のマンダル日系企業専用工業団地やサナンドⅢ（コーラジ）工業団地の日本専用エリア、及びマハラシュトラ州のスパ日本企業専用工業団地など、日系企業向けの工業団地への人気が高まっている。また、日本企業が開発に関与した工業団地として、タミル・ナドゥ州でみずほ銀行と日揮が、シンガポール企業のアセンダス・シンブリッジ（2019 年 7 月にシンガポールの不動産企業キャピタランドと統合）や地場不動産大手のアイレオと共同開発した「ワンハブ・チェンナイ総合工業団地」、住友商事と地場マヒンドラ・グループが開発した「オリジンズ・チェンナイ工業団地」、双日と地場自動車部品メーカーのマザーソンが共同開発した「双日マザーサン工業団地」も進出候補先として関心が高まっている。

3. 日本・インド包括的経済連携協定

日・インド両国間における貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を進めるため、2011 年、日本・インド包括的経済連携協定が締結された。交渉は 2004 年 11 月に日印共同研究会（JSG）を立ち上げてから約 7 年の歳月をかけて進められ、2011 年 2 月 16 日に署名、同年 8 月 1 日に発効した。同協定は、日本からの輸出品に対するインド政府の高関税を撤廃することで、輸出の促進と製造業の調達活動の自由化を図ることを目指したものであり、2011 年時点で関税率 10%であった自動車や 7.5%であった織機は 10 年で、5%であった鉄鋼製品は 5 年で関税撤廃とすることが規定された。

これにより、協定発効から10年間で、往復貿易額の94%相当の品目が関税撤廃されることとなった⁵。同協定では合同委員会を設置することを規定しているが、2021年1月にウェブ会議方式で開催された同委員会の第6回会合でも日印双方の関係者が今後の同協定の運用や実施について協議し、両国間の経済関係に関する意見交換も実施した。

JETROが2021年2月に発表した「輸出に関するFTAアンケート調査結果概要」によると、日・インド貿易に携わっている企業のうち、インドへ輸出を行っている企業の38.5%が当該FTAを活用しており、8.6%が当該FTAの利用を検討している。

同協定で規定されている主要分野は以下の通りである⁶。

(1) 市場アクセス改善

日本側の市場アクセスについては、鉱工業品におけるほぼ全ての品目の関税を即時撤廃。ドリアン・アスパラガスなどの農産品、製材などの林産品、えびなどの水産品の関税を即時撤廃した。なお、マグロなど一部の水産品や米・小麦など穀物の一部、酪農品などがセンシティブ・トラック品目（関税の議論をする際に特段の配慮を要する品目）に分類されている。

インド側の市場アクセスについては、鉱工業分野における鉄鋼製品や電気電子製品、一般機械などの一部品目を発効後5～10年間で関税撤廃、農林水産品においては、桃、いちご、柿などの関税を今後10年間で撤廃するとした。ただし、乗用車、エアバッグなど一部の自動車部品、エアコンや全自動洗濯機など一部の一般機械、繊維・衣類、化学品などがセンシティブ・トラック品目に分類されているため、注意が必要である。

(2) 物品一般ルール

内国民待遇の供与、関税の撤廃または引き下げなどを義務付け、二国間セーフガード措置の適用のための規則を規定する。

(3) 原産地規則

迂回貿易防止の観点から、一般規則として、関税番号変更基準と付加価値基準の双方を満たす必要を定めた厳格なルールを採用した⁷。また本協定に基づく関税上の特惠待遇を付与するために必要な原産地証明に係る証明方法として、日本商工会議所を証明書発給機関とする第三者証明を採用している。

⁵ 経済産業省「2019年版不公正貿易報告書」（2019年6月）

⁶ 外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011年8月）を参照、一部引用した。

⁷ 原産地規則を証明するためには、(1)完全生産品、(2)非原材料を用いて生産される産品、(3)原産材料のみから生産される産品のいずれかに該当する原産品を示す必要がある。(2)に該当する場合は、①関税番号変更基準（CTC: Change in Tariff Classification）、②付加価値基準（VA: Value Added）、③加工工程基準（SP: Specific Process）が設けられる（詳細は経済産業省「原産地規則解説」を参照）。当該FTAにおいては①及び②の双方を満たすことが求められる。

(4) 税関手続

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化と調和を通じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進する。

(5) サービスの貿易

基本電気通信の外資規制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズの参入自由化、邦銀による支店設置申請に対して好意的配慮を払う旨を約束した。また、市場アクセス義務及び内国民待遇義務に適合しない規制のリスト化に向けて努力することについて合意した。近年の FDI ポリシーの緩和により、シングルブランド小売業は 100%まで外資の出資が可能となっている。

(6) 自然人の移動

入国及び一時的な滞在に必要な手続などの透明性及び円滑化・迅速化を確保し、インド人看護師・介護福祉士の将来における受入れについて継続して協議する。社会保障協定については、3年以内の交渉などの完了を目的として、事前協議及び締結交渉を実施予定としていたが、2016年10月1日に「日・インド社会保障協定」が発効し、駐在員の社会保障費の二重払いや、インドでの加入期間が短いために年金を受け取れないといった問題が解消された。

(7) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置 (SPS)

情報交換、相互承認の取り決めに至る段階的アプローチなどの協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査に関しては、他方の締約国からの申請に対し、国内法令の要件を満たしている場合、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了することを規定する。

(8) 政府調達

自国の法令に従い、透明性の確保と情報交換を図るとともに、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、自国の法令に従って非締約国の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定する。

(9) 投資

投資家及び投資財産に対する投資財産設立前及び後の内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）の禁止などを定め、投資活動の更なる自由化を推進する。また、投資家対国の紛争解決手続、収用などに係る公正な補償、資金の移転などを定め、投資家及び投資財産を保護する。

(10) 知的財産

コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性、広く認識されている商標の更なる保護、商標出願の早期審査などを規定し、知的財産の効果的かつ無差別的な保護を確保する。2013年、インドが国際商標登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟したことで、日本企業はインドにおける商標登録を廉価かつ簡便に行えるようになった。

(11) 競争

反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び規制分野で協力を行うことを規定する。また、競争法の適用に関する国籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の促進などを規定する。

(12) ビジネス環境の整備

ビジネス環境の整備に関する小委員会が、両国の協議グループからの情報をもとに、両国政府関係当局に報告・勧告を行える仕組みを規定する。当委員会には、地方政府代表者及び民間部門を含むその他の関係団体の有識者などを招請可能である。2012年10月に東京で第1回会合が開催され、日本側からは税制、金融規制、物流、インフラ、土地収用、強制規格などのビジネス環境の改善が申し入れられ、他方インド側からはインド産エビの輸入に際しての検査や水産物の貿易手続き、ジェネリック医薬品、IT技術者の就労ビザに関する改善の要望があった。

(13) 協力

両国の貿易・投資の自由化・円滑化及び関係強化のために、以下の12の視点から相互の利益に資する協力を行う。

図表 5-6 日インド包括経済連携協定における協力分野

1	環境	7	観光
2	貿易及び投資の促進	8	繊維
3	公共基盤	9	中小企業
4	情報通信技術	10	保険
5	科学技術	11	娯楽及び情報
6	エネルギー	12	冶金

（出所）外務省「日本・インド包括的経済連携協定の概要」（2011年8月）より作成